

グリーン調達ガイドライン



2010年11月

株式会社 **京三製作所**

目 次

1. はじめに	1
2. 京三製作所の環境方針	1
2.1 「基本理念」	
2.2 「基本方針」	
3. 京三製作所のグリーン調達の方考え方	2
3.1 目的と適用範囲	
3.1.1 グリーン調達の目的	
3.1.2 グリーン調達とは	
3.1.3 グリーン調達の適用範囲	
3.2 グリーン調達ガイドライン	
3.2.1 調達先の環境保全活動に関する項目	
(1) グリーン調達の実施状況	
(2) 環境マネジメントシステムの取組状況	
2-1) ISO14001などの第三者認証を取得しているか取得計画がある場合	
2-2) ISO14001などの第三者認証を未取得の場合	
3.2.2 調達品の環境保全に関する項目	
(1) 調達品の環境負荷低減に関する項目	
(2) 調達品の化学物質含有に関する項目	
表1 グリーン調達・調査対象自主管理化学物質リスト	4

1. はじめに

消費社会のグローバルな拡大による地球の温暖化やオゾン層の破壊、土壌・海洋汚染など、地球環境問題の顕在化から“環境保全”の重要性が認識され、持続可能な社会への転換が国際的に図られています。日本の環境政策においても、社会インフラの方向性について、環境との調和を優先した循環型社会の実現を目指しています。

株式会社京三製作所は、長年にわたって、社会インフラを支える鉄道信号保安装置、道路交通信号装置、電力変換装置などの製品ならびにサービスを提供しています。

環境活動においても、“環境保全”を経営の最重要課題の一つと位置づけ、全社を挙げて環境にやさしいものづくりに取り組んでいます。

そのためには、環境負荷の少ない原材料、部品の調達を行うことが不可欠であり、「グリーン調達ガイドライン」に従い環境保全に適した資材調達を推進してまいります。

2. 京三製作所の環境方針

2.1 「基本理念」

株式会社京三製作所は、社会の快適性向上に寄与し、鉄道信号保安装置、道路交通信号装置、電力変換装置など顧客の要望する製品の開発、製造及びサービスを通じて、社会の繁栄と発展の基盤となる地球環境を健全に次世代へ引き継ぐことの重要性を認識し、環境への調和及び環境保全に配慮した事業活動を推進します。

2.2 「基本方針」

- (1) 環境保全への取り組みを経営の最重要課題の一つと位置づけます。
- (2) 環境に関する法令、規制、協定及び当社が同意するその他の要求事項を遵守します。
- (3) 環境保全に関する目的・目標を技術的・経済的に可能な範囲で設定し、定期的な見直しを行います。
- (4) 当社が環境に与える影響を的確に把握し、環境保全に対する継続的改善及び汚染の予防に努めます。
- (5) 事業活動を通じて、省資源、省エネルギー、廃棄物の削減・再利用・リサイクルを推進し、環境保全に努めます。
- (6) この環境方針は、当社で働くすべての人々へ周知徹底し、取引先に対して理解と協力を要請すると共に、一般の人々にも公開します。

3. 京三製作所のグリーン調達の考え方

3.1 目的と適用範囲

3.1.1 グリーン調達の目的

株式会社京三製作所（以下、「当社」といいます）は、環境と調和する事業活動を展開し、環境負荷の少ない製品の開発・設計を行うことで、環境に配慮した製品を顧客にお届けし、地球環境の保全に努めます。

3.1.2 グリーン調達とは

積極的に環境保全活動に取り組んでいる調達先から、減量化・長寿命化・再資源化・分解性・処理容易性・省エネルギー性などを考慮し、環境負荷の小さい製品やサービスなどを調達することです。

3.1.3 グリーン調達の適用範囲

当社は、全ての調達品及び調達活動にグリーン調達を適用します。調達品には当社の製品に組み込まれる原料、材料、部品、ユニット、梱包材料(以下、「生産材」という)や、製造工程で使用される材料、設備(附属部品を含む)などを含みます。なお、調達品のうち、生産材については、環境リスク物質の含有状況の調査を適宜行います。

3.2 グリーン調達ガイドライン

当社は、グリーン調達を推進するため、本ガイドラインに基づき、調達先の環境保全活動と購入する調達品の環境保全の両面が満たされていることを確認します。また、必要に応じて調達先に、グリーン調達に関する合意書または保証書・証明書の作成を依頼します。

3.2.1 調達先の環境保全活動に関する項目

当社は、これまでの“品質”、“価格”、“納期”などの調達基準に“調達先の環境への取り組み”を加えて、調達先の総合評価を実施します。なお、“調達先の環境への取り組み”に関する評価対象は下記の通りです。

(1) グリーン調達の実施状況

グリーン調達の実施または実施に向けた計画の有無について確認します。

(2) 環境マネジメントシステムの取組状況

2-1) ISO14001などの第三者認証を取得しているか取得計画がある場合

ISO14001の第三者認証取得による環境マネジメントシステム(EMS: Environmental Management System)を構築していること、あるいは取得計画があることを評価します。なお、[EMAS(EU理事会規則「環境監査・監査スキーム」)]や[KE S環境機構(京都・環境マネジメントシステム・スタンダード)]などの第三者認証を受けている場合も、ISO14001の認証取得と同等に取り扱います。また、製品に対する取り組みも評価対象とします。

2-2) ISO14001などの第三者認証を未取得の場合

ISO14001などの第三者認証を未取得の場合には、以下の取り組みを評価します。

環境保全に関する法規制を遵守している

環境保全に関する「企業理念」、「方針」、「自主基準・目標」、「方針・目標達成のための実行計画」がある

環境保全に関する管理責任者、組織、委員会などを設置し、環境負荷低減目標を持った適切な環境管理を行っている

以下の項目について、環境保全への積極的な取り組みがなされている(仕組みがあり自主基準・運用により評価を行っている)

- (a) エネルギー管理
- (b) 廃棄物管理
- (c) 化学物質管理
- (d) 環境に与えるリスク管理
- (e) 製品アセスメント(環境保全設計教育を含む)

(f) 環境保全に関する教育

環境保全に関する緊急事態への対応方法が明確化されている
環境保全に関する取り組みについて定期的な監査の仕組みがある

3.2.2 調達品の環境保全に関する項目

調達品を選定するにあたり、調達品の環境負荷低減及び化学物質含有に関する下記の項目を評価します。

(1) 調達品の環境負荷低減に関する項目

当社は、必要と判断した調達品について、以下の環境負荷低減に関する取り組みを評価します。

資源の有効活用

(a) 資源の使用が配慮されていること

- ア．天然資源の節約
- イ．包装材料の削減
- ウ．製造時における投入資源の削減
- エ．製造時における排出物削減及び廃棄物発生 최소화

(b) 再使用化が配慮されていること

- ア．再使用容易化
- イ．長寿命化

(c) リサイクル可能性が配慮されていること（再生材の利用、部品の再利用）

- ア．分解性 / 破砕処理容易化などの処理・処分容易性が配慮されていること
- エネルギーの効率利用

(a) 調達品の全ライフサイクル（製造、輸送工程など）についてエネルギーの最小化が図られていること

(b) 調達品そのものの消費電力、待機電力などエネルギー効率の改善が図られていること

情報提供

(a) 調達品に関する環境情報が提供されていること

(2) 調達品の化学物質含有に関する項目

当社は、必要と判断した調達品について、当社が指定する自主管理化学物質の含有調査を行い、調達品の環境負荷を確認し、評価します。

当社の自主管理化学物質は、JIG（Joint Industry Guideline）で定めた化学物質に準じた表1「グリーン調達・調査対象自主管理化学物質リスト」に定める物質であり、レベルA「法規制物質」（44物質）とレベルB「管理物質」（3物質）からなります。

レベルA「法規制物質」について、しきい値レベル欄に濃度等が記されている場合はその値を超えての含有（付着を含む）を禁止し、意図的添加とある場合は故意に使用することを禁止します。含有量がしきい値レベルを超える場合、またはしきい値レベルが意図的添加となっていて故意に使用した場合、その含有量を報告して下さい。レベルB「管理物質」は、対象化学物質の含有量がしきい値レベルを超えている場合、その含有量を報告して下さい。

JIGは、JGPSSI（グリーン調達調査共通化協議会 / 日本）、EICTA（欧州情報通信技術製造者協会）、EIA（米国電子工業会）、JEDEC（米国合同電子デバイス委員会）の共同作業により作成された電気・電子機器製品の含有化学物質情報開示に関するガイドラインです。

表1 グリーン調達・調査対象自主管理化学物質リスト

レベルA (法規制物質)

No.	化学物質	報告対象 (用途)	しきい値レベル (報告レベル)	禁止 時期
1	カドミウム / カドミウム化合物	電池を除くすべて	均質材料の 100ppm	*
		電池	電池の 5ppm	*
2	六価クロム化合物	すべて	均質材料の 1000ppm	*
3	鉛 / 鉛化合物	下記を除くすべて	均質材料の 1000ppm	*
		12 歳以下の 子供向け製品	子供用製品の 300ppm	即時
		玩具および子供向け製品の 表面塗装	表面塗装の 90ppm	即時
		被覆電線、ケーブル、コード	表層被覆の 300ppm	*
		電池	電池の 40ppm	*
4	水銀 / 水銀化合物	電池を除くすべて	意図的添加 または均質材料の 1000ppm	*
		電池	電池の 1ppm	*
5	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	すべて	均質材料の 1000ppm	即時
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	すべて	均質材料の 1000ppm	即時
7	アスベスト類	すべて	意図的添加	即時
8	一部のアゾ染料・顔料	織物と皮革	仕上がり製品の 30ppm	即時
9	ホウ酸	すべて	製品の 1000ppm	即時
10	塩化コバルト (CoCl ₂)	すべて	製品の 1000ppm	即時
11	五酸化二ヒ素	すべて	製品の 1000ppm	即時
12	三酸化二ヒ素	すべて	製品の 1000ppm	即時
13	ジブチルスズ化合物 (DBT)	すべて	材料中のスズの 1000ppm	*
14	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	すべて	材料中のスズの 1000ppm	*

No.	化学物質	報告対象 (用途)	しきい値レベル(報告レベル)	禁止 時期
15	ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル)	すべて	材料中の0.1ppm	即時
16	四ホウ素二ナトリウム無水物	すべて	製品の1000ppm	*
17	フッ素系温室効果ガス(PFC、SF6、HFC)	すべて	意図的添加	即時
18	ホルムアルデヒド	複合木材製品 (合板、成型 ボード)または 部品	F (フォースター) 〔日本農林規格(JAS)で定める 放散量値〕	即時
		織物	織物製品の75ppm	即時
19	ヘキサブロモシクロデカン(HBCDD)	すべて	製品の1000ppm	即時
20	クロム酸鉛	すべて	製品の1000ppm	*
21	硫酸モリブデン酸クロム酸鉛	すべて	製品の1000ppm	*
22	ピグメントイエロー-34	すべて	製品の1000ppm	*
23	ニッケル	長時間皮膚に 接する場合は すべて	意図的添加 〔DIN EN1811 による暴露量 0.5µg/cm ² /週〕	即時
24	オゾン層破壊物質	すべて	意図的添加	即時
25	過塩素酸塩	すべて	製品の0.006ppm	即時
26	パーフルオロオクタスルホン酸塩 (PFOS)	すべて	意図的添加	即時
27	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6- ジ-tert-ブチルフェノール	すべて	意図的添加	即時
28	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	すべて	製品の1000ppm	*
29	フタル酸ジブチル(DBP)	すべて	製品の1000ppm	*
30	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	すべて	製品の1000ppm	*
31	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	すべて	製品の1000ppm	*
32	フタル酸エステル類グループ1(BBP、 DBP、DEHP)	玩具または育 児用品	可塑化した材料の1000ppm	即時
33	フタル酸エステル類グループ2(DINP、 DIDP、DNOP)	子供用玩具、 育児用品	可塑化した材料の1000ppm	即時
34	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)	すべて	意図的添加	即時
35	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	すべて	意図的添加	即時
36	ポリ塩化ナフタレン類(塩素原子3個以 上)	すべて	意図的添加	即時

No.	化学物質	報告対象 (用途)	しきい値レベル(報告レベル)	禁止 時期
37	放射性物質	すべて	意図的添加	即時
38	アルミ珪酸塩、耐火セラミック繊維	すべて	製品の 1000ppm	即時
39	ジルコニアアルミ珪酸塩、耐火セラミック繊維	すべて	製品の 1000ppm	即時
40	短鎖型塩化パラフィン類(C10-C13)	すべて	製品の 1000ppm	即時
41	七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物 (四ホウ素二ナトリウム水和物)	すべて	製品の 1000ppm	*
42	三置換有機スズ化合物	すべて	材料中のスズの 1000ppm	即時
43	トリブチルスズ=オキsid(TBTO)	すべて	意図的添加 または製品の 1000ppm	即時
44	リン酸トリス(2-クロロエチル)(TCEP)	すべて	製品の 1000ppm	*

レベルB(管理物質)

No.	化学物質	報告対象 (用途)	しきい値レベル(報告レベル)
1	酸化ベリリウム(BeO)	セラミックス	製品の 1000ppm
2	臭素系難燃剤 (PBBとPBDEまたはHBCDDを除く)	プリント配線基板を除く 25g以上のプラスチック部品	製品の 1000ppm
		積層プリント配線基板	積層板の臭素の含有合計で 900ppm
3	ポリ塩化ビニル	すべて	製品の 1000ppm

- 1) 「製品」とは、納入していただく物品(組み立て品、サブアセンブリ、部品、材料)をいいます。
- 2) しきい値レベル欄の「意図的添加」とは、機能上継続的な含有が望ましい場合に、製品または部品の形成時に故意に使用することです。
- 3) 禁止時期欄の「*」は、代替技術が確立して代替可能となったと当社が判断した時点で禁止する予定です。
- 4) RoHS指令(2002/95/EC)附属書にある適用除外項目の製品について、禁止時期欄の適用は除外しますが、含有量の開示基準はしきい値レベル欄を適用します。
- 5) 表1は、グリーン調達調査共通化協議会(JGPSSI)のジョイント・インダストリー・ガイドライン「JIG-101第3.1版」に準拠していますが、表現を省略した部分があります。詳しくはJIGの別表(下記URL参照)をご覧ください。

JIGの資料(JIG-101 第3.1版)は右記URLより入手できます。 <http://www.jgpssi.jp/>

本グリーン調達ガイドラインは、今後の法規制や社会動向の変化により予告なく変更することがあります。
資材調達に関する本グリーン調達ガイドラインのお問い合わせは下記までお願いします。

----- お問い合わせ先 -----

株式会社 京三製作所

資材部

TEL 045-503-8119 FAX 045-501-0910